

平成 23・24 年度

総務省一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

○建設工事関係

- 1 受付期間 平成 23 年 1 月 11 日（火）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで
- 2 受付場所 総務省大臣官房会計課契約第 2 係
- 3 提出部数 1 部
- 4 提出書類（編綴順序）
 - (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式 1-1、1-2）
 - (2) 営業所一覧表（様式 2）
 - (3) 工事経歴書（様式 3）
 - (4) 建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
 - (5) 総合評定値通知書の写し
 - (6) 建設許可申請書の写し
 - (7) 納税証明書
 - (8) 前回（平成 21・22 年度）の参加資格認定通知書の写し（前回の競争参加資格の登録を受けている者に限る。）
 - (9) 委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

※ 提出された書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に基づく開示請求の対象となります。
- 5 提出書類の作成方法 別紙のとおり
- 6 注意事項
 - (1) 提出書類の記載にあたっては、各様式の記載要領を良く読んで記入して下さい。
 - (2) 文字は楷書でボールペン等（鉛筆は不可）により明瞭に書いて下さい。
 - (3) 上記 4 の(2)の書類は、必ず指定の様式に記入して下さい。（営業パンフレット等は不可）
- 7 資格審査の申請後に申請内容の一部に変更が生じた場合
以下の事項について変更が生じた場合は、様式 4 に必要な書類を添えてすみやかに変更届を提出して下さい。

[変更届出事項]

- 1 住所及び電話番号（FAX 番号を含む。）
- 2 商号又は名称
- 3 代表者

[提出書類]

競争参加資格申請書変更届 1通(様式4)

[添付書類]

- 1 法人の住所、商号又は名称、代表者に係る変更の場合
商業登記簿の謄本(又は抄本)の写し
- 2 個人の住所に係る変更の場合
住民票の写し

[提出方法]

持参又は郵送による

別紙

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1、1-2）の作成方法

- (1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないこと。
- (2) 「01 1新規／2更新」欄は、該当する申請区分の欄に○印を付す。
 なお、申請時点で総務省の名簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」欄に、その他の場合は「新規」欄に○印を付す。
- (3) 「04 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書等から転記する。
- (4) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載する。
- (5) 「08 本社（店）住所」から「15 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
 - ① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
 なお、「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないこと。
 - ② 「08 本社（店）住所」欄での丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。

(例)

ト	ウ	キ	ヨ	ウ	ト	チ	ヨ	タ	ク	カ	ス	ミ	カ	セ	キ
東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	2	

- ③ 「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例)

チ	ヨ	タ	カ	ス	ミ	ケ	ン	セ	ツ						
(株)	千	代	田	霞	建	設							

- ④ 「10 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

(例)

チ	ヨ	タ		タ	ロ	ウ									
千	代	田		太	郎										

- ⑤ 「12 本社（店）電話番号」、「13 担当者電話番号」欄及び「14 本社（店）FAX番号」欄での市外局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。

(例)

0	3	-	5	2	5	3	-	5	1	3	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑥ 「15 メールアドレス」欄については、当省から種々の連絡に対応できるアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合は「なし」と記載すること。

(6) 「16 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外貨比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(7) 「17 営業年数」欄には、総合評定値通知書における営業年数を右詰めで記載する。

なお、共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の平均年数を記載する。

(8) 「18 総職員数」欄には、申請日における総職員数の合計値を右詰めで記載する。

総職員数は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載する。

(9) 「19 完成工事高」の各欄については、次により記載する。

① 「①競争参加資格希望工種区分」欄には、当省が設定した工事種別に対応した競争参加資格希望工種の区分の番号に○印を付すこと。

② 「②年間平均完成工事高」の欄には、○印を付した競争参加資格希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載するほか、これら以外の完成工事高を「①競争参加資格希望工種区分」欄のその他の欄に一括して計上する。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記載する。

なお、「②年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における完成工事高の「年平均」と同じである。

③ 「③競争参加を希望する地域」欄については、同欄の枠内に記載してある地域名（別表 競争参加希望地域内訳を参照のこと。）の下欄に「①競争参加資格希望工種区分」欄に記載した競争参加資格希望工種ごとに○印を付すこと。

2 添付書類の作成方法

(1) 営業所一覧表（様式2）

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載する。申請する営業所に対応した「営業区域」を示す都道府県を表すコードについては、下表のコードを用いること。

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
00	全国	08	茨城県	16	富山県	24	三重県	32	島根県	40	福岡県
01	北海道	09	栃木県	17	石川県	25	滋賀県	33	岡山県	41	佐賀県
02	青森県	10	群馬県	18	福井県	26	京都府	34	広島県	42	長崎県
03	岩手県	11	埼玉県	19	山梨県	27	大阪府	35	山口県	43	熊本県
04	宮城県	12	千葉県	20	長野県	28	兵庫県	36	徳島県	44	大分県
05	秋田県	13	東京都	21	岐阜県	29	奈良県	37	香川県	45	宮崎県
06	山形県	14	神奈川県	22	静岡県	30	和歌山県	38	愛媛県	46	鹿児島県
07	福島県	15	新潟県	23	愛知県	31	鳥取県	39	高知県	47	沖縄県

なお、記載事項が一葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

(2) 工事経歴書（様式3）

この様式は、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

なお、工事経歴書の作成に当たっては、共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載する。

(3) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいう。

(4) 総合評価値通知書等の写し

申請者が建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項による経営事項審査を申請し、同法第27条の27第1項により国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を申請者に通知することとされており、この通知されたものの写しをいう。

共同企業体の場合は、各構成員の総合評価値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定時の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象の総合評価値通知書等の写しをそれぞれ提出する。

なお、以下の全ての要件を満たすこと。

- 競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けたもの
- 定期受付の提出期間終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするもの（平成23・24年度定期受付の場合、平成21年6月30日以降を審査基準日とするもの。）

(5) 建設業許可申請書の写し

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1項に定める別記様式第1号（別表を含む。）で申請日の直近のものの写しをいう。

(6) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務署

が発行する証明書をいう。

(7) 添付書類（申請書類のうち申請書を除いたもの）記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了の日とする。ただし、決算に関する事項については基準日の直前に決算の確定した日とする。

(8) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えない。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係るものである。

別表

<競争参加希望地域内訳>

No.	都道府県名
01 北海道	北海道全域
02 東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
03 関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
04 東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
05 近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
06 中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
07 四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
08 九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県